

◎佐賀県条例第15号

佐賀県公衆浴場に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県公衆浴場に関する条例（昭和41年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(措置の基準) 第3条 略</p> <p><u>2</u> 個室付浴場営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>前項各号（同項第1号ア及びイ並びに同項第2号アを除く。）</u>に規定する措置をすること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(措置の基準) 第3条 略</p> <p><u>2</u> <u>前項第1号ア、第2号ア及び第3号アの規定は、専ら特定の者に貸切りで利用させる浴場に係る前項の措置の基準としては、適用しない。</u></p> <p><u>3</u> 個室付浴場営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1項各号（第1号ア及びイ並びに第2号アを除く。）</u>に規定する措置をすること。</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。